

2025 年度
大学院学生募集要項
一般選抜
社会人特別選抜
実務経験者特別選抜

法学研究科法学専攻
修士課程

松 山 大 学 大 学 院

〒790-8578 松山市文京町4番地2
TEL: 089-925-7111 (代表)
URL: <https://www.matsuyama-u.ac.jp/>

目 次

入学者受入方針松山大学大学院 法学研究科 学生募集要項

1. 募集人員・選抜の種類	3
2. 出 願 資 格	3
3. 試 験 に 係 る 日 程	4
4. 出 願 手 続	4
5. 選 抜 方 法	5
6. 試 験 場 所	6
7. 受験上の注意事項	6
8. 合 格 発 表	6
9. 入 学 手 続	6
10.納 付 金	7
11.長期履修学生制度について	7
12.個人情報の取扱いについて	7
13.修士課程開講予定授業科目及び担当者	8

手続書類（本学所定の用紙）

1. 入学願書・同意書
2. 履歴書
3. 写真票、受験票
4. 志望理由書 <一般選抜・社会人特別・実務経験者特別選抜用>
5. 研究歴調書 <一般選抜・社会人特別・実務経験者特別選抜用>
6. 研究計画書(全2枚) <一般選抜・社会人特別・実務経験者特別選抜用>
7. 長期履修学生申請書類一式(3種)
8. 出願書類チェックシート
9. 検定料振込依頼票
10. 筆記試験受験願
11. 身元保証書

新しい時代を創る法律学に関する高度専門職業人の育成に向けて

松山大学大学院法学研究科

本研究科は、校訓「三実」という教育理念のもと、アカデミックな研究者の視点を備えた高度な法的専門能力を主体的に活用できる人材を育成しようと考えております。愛媛という地域社会の中でも、日常生活の中で法律を用いて紛争解決を行う場面、法律を用いて新たな仕組みを創造していく場面というものは着実に増えてきています。同時に、世の中の変遷が非常に早いため、これまで通用していたルールを用いるだけでは、適切に対処できない事態に直面することも見込まれます。本研究科は、このような時代の中で法律を駆使しながら事態を主体的に打開できる者を育成したいと考えております。そのために、本研究科のカリキュラムは、法律実務の能力を磨くことだけでなく、現在という時代を相対化する学問的な視点も身につけることを目指して、教育職員を揃えたとともに講義科目を配置することを予定しております。

地域の大学として、本研究科は愛媛で暮らしている皆様に積極的に迎え入れていきたいと考えております。法化社会での活躍をめざす熱い思いまたは高い志をもっている皆様、私たちとともに学ばなかで、これからの社会に必要とされる能力を身につけてほしいと考えております。本研究科の開設を迎えるにあたり、この愛媛の地で、新しい時代を創る担い手を輩出するため、教職員一同、鋭意努力していく所存です。

「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)

① 入学生は、必要最小限の規制以外は自由とし、何らかの紛争が生じた場合、究極的にはそれがすべて裁判所に持ち込まれることを前提に準備がなされなければならない社会（法化社会）の深化を前提としたリーガル・マインド（法的思考能力及び法的判断能力）（学士（法学）程度の能力）を体得している。

② 入学生は、多様性のある人材の中で、他者との交流を通じて、自らの意思に基づいて自分自身の価値観を再点検し、主体的にPDCAサイクルを回して、継続的にあるべき主体に変化・確立できる能力を体得している。

2025年度 松山大学大学院法学研究科 学生募集要項

1. 募集人員・選抜の種類

研究科・専攻	課程	募集人員	選抜の種類
法学研究科 法学専攻	修士課程	3名	一般選抜 社会人特別選抜 実務経験者特別選抜

2. 出願資格

■修士課程・一般選抜

次の(1)から(4)までの、いずれかに該当する者

- (1) 日本国籍を有する者又は法令により日本の永住が認められている者で、日本国内若しくは外国の大学を卒業した者、又は2025年3月までに卒業見込みの者
- (2) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者又は2025年3月までに授与される見込みの者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 次の①及び②のすべての条件を満たす者。

①日本国籍を有しない者であって外国で16か年課程の学校教育を修了した者。

②独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の「日本語」が250点(2009年度以前の試験は219点)以上の者。

ただし、日本国外からの出願で、「日本留学試験」が実施されていない国・都市からの応募についてのみ、財団法人日本国際教育支援協会が実施する「日本語能力試験」N1(2009年度以前の試験は1級)を取得した者。

- (5) その他大学を卒業した者と同等以上の学力があると本大学院において認められた者

(注)「法令により日本の永住が認められている者」とは、「出入国管理及び難民認定法による永住者」及び「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者」をいう。

■修士課程・社会人特別選抜

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、現在定職に就いている者又は入学時まで3年以上の定職経験を有する者若しくは大学卒業後5年以上の社会経験(職歴に限定されない)を有する者

- (1) 日本国籍を有する者又は法令により日本の永住が認められている者で、日本国内又は外国の大学を卒業した者
- (2) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者又は2025年3月までに授与される見込みの者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) その他大学を卒業した者と同等以上の学力があると本大学院において認められた者

(注)「法令により日本の永住が認められている者」とは、「出入国管理及び難民認定法による永住者」及び「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者」をいう。

■修士課程・実務経験者特別選抜

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、入学予定時において3年以上の実務経験があり、現在所属する組織の長の推薦がある者

- (1) 日本国籍を有する者又は法令により日本の永住が認められている者で、日本国内又は外国の大学を卒業した者
- (2) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者又は2025年3月までに授与される見込みの者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) その他大学を卒業した者と同等以上の学力があると本大学院において認められた者

(注) 現在所属する組織とは、地方公共団体、都道府県司法書士会、都道府県行政書士会及び都道府県社会保険労務士会をいう。

(注)「法令により日本の永住が認められている者」とは、「出入国管理及び難民認定法による永住者」及び「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者」をいう。

3. 試験に係る日程

課 程	入試期	出願期間※	試験日	合格発表日時
修士課程	第Ⅰ期	8月20日(火)～9月2日(月)	9月11日(水)	9月20日(金) 10時
	第Ⅱ期	1月23日(木)～2月3日(月)	2月12日(水)	2月20日(木) 10時
	第Ⅲ期	2月14日(金)～2月25日(火)	3月1日(土)	3月10日(月) 10時

※出願期間中の窓口受付時間は9時から16時までとする。ただし、土曜・日曜・祝日は受付を行わない。

郵送による場合は「レターパック」を使用し、出願締切日16時必着とする。

4. 出願手続

(1) 検定料 30,000円

* 所定の用紙を使用し、出願締切日の15時までに、金融機関から納入すること。

* 一旦納入した検定料は、理由の如何を問わず返還しない。

(2) 諸注意

* 身体に障がいがあり、受験に際し特別の配慮を必要とする出願者は、出願開始日の1か月前までに申し出る。

(3) 出願書類等

* 下表の書類を持参または郵送（「レターパック」使用）すること。

* 各欄の○印は必須、△印は必要に応じて用意すること。

* 書類の作成については、ワープロの利用を認められている提出書類（ト・チ）以外は、原則、ペンまたはボールペンにより楷書で、へ、ト、チについては最終行まで記載記入すること。

* 「チ 研究計画書」について、実務経験者特別選抜で受験する場合は、指導を受ける予定の教員と意見交換した上で作成すること。また、一般選抜又は社会人特別選抜で受験する場合においても、指導を受ける予定の教員と意見交換した上で作成することが望ましい。

提出書類	摘 要	一般	社会人 特別	実務経験 者特別
イ 入学願書・同意書	本学所定の用紙 希望指導教員は、「12.修士開講科目予定授業科目及び担当者 別表1」の演習科目担当者から選ぶこと。	○	○	○
ロ 履歴書	本学所定の用紙	○	○	○
ハ 写真票、受験票	本学所定の用紙	○	○	○
ニ 最終出身大学の卒業（見込）証明書 ※1	最終出身大学が中国の場合は、その卒業証書のコピー及び「公証書」の原本を提出すること。	○	○	○
ホ 最終出身大学の成績証明書 ※1	厳封のこと。	○	○	○
へ 志望理由書	本学所定の用紙	○	○	○
ト 研究歴調書	本学所定の用紙又は、A4判 2,000文字程度（ワープロ使用）	○	○	○
チ 研究計画書	本学所定の用紙又は、研究計画書(1) A4判 2,000文字程度（ワープロ使用）、研究計画書(2) A4判 1,000文字程度（ワープロ使用）	○	○	○
リ 長期履修学生申請書類一式	「長期履修学生申請書」「長期履修学生履修期間申請理由書」「長期履修計画書」（本学所定の用紙）	△	△	△
ヌ 受験承諾書	任意の書式 有職者で勤務を継続しながら就学しようとするものは、職場上司の「受験承諾書」を提出することが望ましい。	△	△	—
ル 推薦書	現在所属する組織の長の推薦書（任意の書式（A4で1枚程度）または本学所定の書式）	—	—	○
ヲ 検定料振込控(写)	本人控えを複写して提出すること。	○	○	○

ワ 筆記試験受験願	専門科目の受験科目は、第一希望の演習指導教員の専門分野により決まる。	○	○	—
カ 日本国籍を有しない者については、以下の①～④の書類も用意すること。				
①身元保証書	本学所定の用紙(署名捺印) ※身元保証人は、日本国籍を有する者、または日本に永住する外国人及びそれぞれに準ずる者(出入国管理及び難民認定法別表第二に定める)に限る。	○	—	—
②印鑑登録証明書	身元保証人の署名欄に捺印した印鑑の「印鑑登録証明書」を添付すること。	○	—	—
③身元保証人の年間の所得及び納税額を証するもの。住民税または所得税の納税証明書、源泉徴収票、確定申告書(写)のいずれか。		○	—	—
④身元保証人の身分を証明できるもの(運転免許証等)のコピー。 ※身元保証人が日本国籍を有しない場合は、住民票または住民票記載事項証明書を提出すること。		○	—	—
ヨ 日本国籍を有しない者で、かつ、「日本留学試験」または「日本語能力試験」により出願する者は、次の書類も用意すること。				
独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の「日本語」の成績通知書、または財団法人日本国際教育支援協会が実施する「日本語能力試験」の可否結果通知書(日本語能力認定書も添付すること)。いずれの場合も原本を提出すること。 *原則として提出された書類は返却しないが、個人情報保護法に基づき、松山大学で厳重に管理する。ただし、「日本留学試験」の成績通知書及び「日本語能力試験」の可否結果通知書並びに日本語能力認定書は返却する。		○	—	—

※1 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学位を授与された者は、上記ニ・ホに代えて「学位授与証明書(独立行政法人大学改革支援・学位授与機構)」、または独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から専攻科の認定を受けている短期大学長または高等専門学校長等の発行する「学位授与申請(予定)証明書」。

(4) 出願書類の提出先及び問い合わせ先

〒790-8578 松山市文京町4番地2

松山大学教務部教務課 大学院法学研究科担当

電話 089-925-7111(内線 2305) Mail: mu-kyomu@matsuyama-u.jp

※提出は、持参または郵送(「レターパック」使用)すること。

5. 選抜方法 (I期・II期・III期共通)

■修士課程・一般選抜

選考は以下の試験の結果及び出願書類を総合的に判定して行う。

試験科目		試験時間
筆記試験	専門科目(憲法、行政法、刑法、民法、商法、労働法及び政治学から1科目選択)	9:00～10:20 (80分)
	英語又は小論文	10:40～12:00 (80分)
口述試験	専門に関する口述試験(研究計画等を含む。)	13:00～ (1人30分程度)

<備考>

イ 外国語(英語)については、和訳の問題が出題される。なお、辞書の使用を認める。(ただし、電子辞書等の使用は認めない。)

ロ 配点は筆記試験各100点、口述試験100点とする。

■修士課程・社会人特別選抜

選考は以下の試験の結果及び出願書類を総合的に判定して行う。

試験科目		試験時間
筆記試験 専門科目	専門科目(憲法、行政法、刑法、民法、商法、労働法及び政治学から1科目選択)	9:00～10:20 (80分)
口述試験	専門に関する口述試験(研究計画等を含む。)	13:00～ (1人30分程度)

<備考>

イ 配点は筆記試験 100 点、口述試験 100 点とする。

■修士課程・実務経験者特別選抜

選考は以下の試験の結果及び出願書類を総合的に判定して行う。

試験科目		試験時間
口述試験	専門に関する口述試験(研究計画等を含む。)	10:00～ (1人30分程度)

<備考>

イ 配点は、口述試験 100 点とする。

6. 試験場所

松山大学 松山市文京町4番地2 (試験教室等の詳細は、受験票と併せて通知する。)

7. 受験上の注意事項

- (1)各試験において、試験開始時刻の10分前には指定の教室に集合すること。
- (2)受験に際しては、必ず受験票を持参すること。
- (3)大学内へ自動車で乗り入れることはできない。

8. 合格発表

第Ⅰ期 2024年9月20日(金) 10時
第Ⅱ期 2025年2月20日(木) 10時
第Ⅲ期 2025年3月10日(月) 10時

合格発表については、学内2号館前掲示板(大学院)及び松山大学オフィシャルサイトに掲示する。なお、合格者には合格通知書を送付する。

9. 入学手続

(1)入学手続期間

第Ⅰ期合格者 2024年9月24日(火)～10月15日(火) 16時 [必着]
第Ⅱ期合格者 2025年2月25日(火)～3月5日(水) 16時 [必着]
第Ⅲ期合格者 2025年3月10日(月)～3月21日(金) 16時 [必着]

(2)学費の納付(金額については「10. 納付金」を参照)

第Ⅰ期合格者:通知する金額の入学金を納入すること。在学料については、2月下旬に通知する前期分の納付金額を 2025年3月5日(水)15時までに所定の用紙で金融機関から納入すること。
第Ⅱ期合格者:通知する金額の入学金及び前期分在学料を 2025年3月5日(水)15時までに所定の用紙で金融機関から納入すること。
第Ⅲ期合格者:通知する金額の入学金及び前期分在学料を 2025年3月21日(金)15時までに所定の用紙で金融機関から納入すること。

※一旦納入した入学金は、理由の如何を問わず返還しない。在学料は、所定の期日までに入学辞退を届け出た場合は返還する。〔入学辞退届を郵送する場合は、簡易書留にて2025年3月31日(月)(消印有効)までに、直接持参する場合は2025年3月31日(月)(土・日・祝日を除く8時30分から17時)までに、教務部教務課へ提出すること。〕

(3) 提出書類 ※提出書類については合格通知の際、別途案内する。

住民票又は住民票記載事項証明書<原本>	1通(2025年2月以降の証明日付があるもの)
カラー写真	2葉(1か月以内に撮影したもの サイズ 縦4.0cm×横3.0cm)
誓約書・同意書、保証書	本学所定の用紙
卒業証明書	[修士課程・一般選抜]出願者のうち、出願時「見込」の者のみ 1通 (2025年3月21日(金)までに提出すること。)

10. 納付金

【2025年度の納付金額(未定)】(※下表は2024年度実績) ※ただし、長期履修学生を除く。

	学外出身者	本学学部・大学院出身者
入 学 金	126,000 円	72,000 円
在学科(年額)	570,000 円 (納付は、前期 285,000 円、後期 285,000 円の分納とする。)	

*委託徴収分(年額)

温山会終身会費 10,000 円(本学出身者を除く)を2年間にわたり、委託徴収する。

温山会とは、松山大学各学部、大学院、短期大学と、その前身である松山高等商業学校、松山経済専門学校、松山商科大学の卒業生を正会員とする本学の同窓会。

11. 長期履修学生制度について

長期履修学生制度は、職業を有している等の理由によって、標準修業年限内に大学院の教育課程を履修することが困難な場合に、修士課程は4年に、履修期間を延長させることができる制度。

※詳細については、教務部教務課まで問い合わせをすること。

12. 個人情報の取扱いについて

出願時に提出いただいた個人情報は、「学校法人松山大学個人情報保護に関する基本方針」に則り利用及び管理をします。出願前に「学校法人松山大学個人情報保護に関する基本方針」をご参照ください。

13. 修士課程開講予定授業科目及び担当者

修士課程

別表 1

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		授業形態		担当者	備考		
			必修	選択	講義	演習				
共通科目	人権論総論特講	1前	2		○		教授	遠藤泰弘	オムニバス	
							准教授	牧本公明		
	司法制度総論特講	1前	2		○		教授	明照博章	オムニバス	
							教授	高嶋めぐみ		
准教授	石橋英典									
基幹科目	立法行政 科目群	憲法研究特講	1前		2	○	教授	井上一洋		
		行政法研究特講	1前		2	○	教授	倉澤生雄		
		比較制度史研究特講	1後		2	○	教授	遠藤泰弘		
	司法制度 科目群	刑法研究特講	1前		2	○	教授	明照博章		
		民法研究特講	1前		2	○	教授	古屋壯一		
		企業法研究特講	1後		2	○	教授	王原生		
		労働法研究特講	1後		2	○	教授	村田毅之		
関連科目	立法行政 科目群	憲法特論特講	1後		2	○	教授	井上一洋		
		行政法特論特講	1後		2	○	教授	倉澤生雄		
		比較自治制度特論特講	2前		2	○	教授	井上一洋		
		比較制度史特論特講	2前		2	○	教授	高嶋めぐみ		
		比較制度特論特講	2前		2	○	教授	宮下雄一郎		
	司法制度 科目群	刑法特論特講	1後		2	○	教授	今村暢好		
		訴訟法研究特講	2前		2	○	准教授	石橋英典		
		刑事政策特論特講	2前		2	○	教授	吉中信人		
		民法特論特講	1後		2	○		准教授	水野貴浩	オムニバス
								教授	錢偉榮	
労働法特論特講	2前		2	○	教授	村田毅之				
比較法特論特講	1後		2	○		教授	錢偉榮	オムニバス		
						教授	王原生			
演習科目	課題演習Ⅰ	1前	2			○	倉澤生雄教授、遠藤泰弘教授 錢偉榮教授、古屋壯一教授 明照博章教授、今村暢好教授 王原生教授、高嶋めぐみ教授 村田毅之教授			
	課題演習Ⅱ	1後	2			○				
	課題演習Ⅲ	2前	2			○				
	課題演習Ⅳ	2後	2			○				

備考

1. 学生は入学後所定の期日までに指導教員を定め、研究科委員会の承認を得るものとする。
2. 指導教員の担当する演習は必修とし、2年間にわたって履修するものとする。
3. 修士課程の修了要件は、大学院に2か年以上在学し、特講22単位以上、演習8単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
4. 上記に合格した者には、修士（法学）の学位が与えられる。
5. 上掲の表は、予定であり事情により変更することがある。受験を希望する者は、受験届を提出するまでに、希望する指導教授について事務局に確認することとする。